

1. 宅地建物取引業免許を**新規取得**するまでのフロー

① 事務所の開設、専任の取引士の設置



② 申請書作成・添付書類の作成、取得等



③ 事前審査

県庁建築課にて事前審査を行います。

あらかじめ日程調整をしてから県庁建築課までお越しください。



④ 免許申請

長崎市、長与町、時津町の業者の方は県庁建築課が窓口

提出部数：3部（内訳：正本1部、副本2部）

それ以外は最寄りの各振興局建築課（班）が窓口

提出部数：3部（内訳：正本1部、副本2部）



⑤ 審査

④、⑤平均所要日数:40日

(補正に要した期間は日数には含まれません。)



⑥ 免許番号決定・通知の受領



⑦ 供託手続等

免許後、いずれかの措置を行っていただきます。

最寄りの法務局にて営業保証金(本店:1,000万円、支店:500万円)を供託

もしくは

保証協会に加入し、弁済業務保証金(本店:60万円、支店:30万円)を納付



⑧ 県へ届出・免許証受領



⑨ 営業開始

※供託手続をし、免許証を受領した後でなければ営業できません。

2. 宅地建物取引業免許を**更新**するまでのフロー

① 申請書作成・添付資料の作成、取得等

免許の有効期間満了の日の90日前から30前までの間に申請が必要です。
免許の有効期限後に更新の申請があっても受付できません。



② 免許申請・書類審査



③ 免許・免許証交付